

11～12月は、「市町村税・県税
「滞納整理強化期間」です

地方税の公平・公正を確保し、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、令和5年11月から12月を「滞納整理強化期間」とし、愛媛県内の全市町・愛媛県および愛媛地方税滞納整理機構が丸ごと滞納整理の強化に取り組みることとなりました。上島町でも催告書送付や電話による納税指導、滞納者の財産等の差押を行います。払い忘れの税金等がある場合はお早めにお納めください。

※納期を過ぎると督促手数料や延滞金が発生します。

納税についてご相談がある場合には、上島町各総合支所窓口までお願いします。

●問い合わせ

司削 住民課 ☎77-2503
生名町民生課 ☎76-3000
岩城町民生課 ☎75-2500
魚島町民生課 ☎78-0011

差押不動産の合同公売会を実施します

●日時

11月21日(火)
午後1時から

●実施場所

松山市北持田町132番地

愛媛県中予地方局3階会議室
愛媛地方税滞納整理機構
松山市一番町四丁目1番地2
愛媛県目治会館4階
☎089-913-7800
<http://www.ehime-kyo.jp/>



出張年金相談会を開催します

～ねんきん月間～

●日時

11月21日(火)
午前10時から午後3時まで

●場所

上島町役場
司削総合支所 1階

●問い合わせ

日本年金機構 今治年金事務所
(国民年金課) ☎089-832-7353
(お客様相談室) ☎089-832-7355

※相談内容については、一般相談に限りません。

※個別の年金相談や年金請求手続きについては、「事前予約」の上、年金事務所にこま所ください。

最低賃金改正が改正されました

愛媛県内外すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。愛媛県内の使用者は、労働者に対しての最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないのでご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 897円です。

●問い合わせ

愛媛県労働局賃金室
☎089-935-5205
今治労働基準監督署
☎089-832-4560

多重債務でお悩みの方に

四国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方々のための「相談窓口」がございいます。一人で悩まず、ご相談ください。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っております。

●相談方法

相談は無料です。まずお電話ください。こちらから電話をかけ直したします。

●受付時間

月曜日～金曜日(祝日および12/29・1/3を除く)
9時～12時、13時～17時

●問い合わせ

高松サポーター合同庁舎(南館)
高松市サポーター3番33号

四国財務局
多重債務者
相談窓口



☎087-811-7801(直通)

令和6年度 中期入校生募集開始

●コース

・メカトロニクス科「機械・保全・電気技術者」
・自動車整備科「2級自動車整備士」
・メタル技術科「溶接・金属加工技術者」の養成。

高卒以上対象。※2年間課程
中期受付期間
11月13日～12月8日

●前期試験日 12月15日(金)
●費用 選考料2200円
●授業料月額9900円等

●問い合わせ
新居浜産業技術専門学校
☎0897-4314123

令和5年度 後期高齢者歯科口腔健康診査のご案内

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健康診査を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。



●対象者
愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方
(75歳以上または、65歳から74歳で一定の障がいがあり愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた方。)
※ただし、長期入院、施設等入所の方や歯科治療中の方等、一部の方は対象外となります。

●健診項目

- ① 問診
- ② 歯の状態(現在ある歯、入れ歯のかみ合わせやむちの確認)
- ③ 口腔機能評価(口の中の健康診査)
- ④ 保健指導

●申込方法

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話または上島町住民課に直接お申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、登録歯科医院一覧表などをセットにして郵送します。

●受診期間

令和6年2月29日(木)まで

●受診方法

クーポン券などが届いたら、事前に電話などにて登録歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

●受診場所

後期高齢者の歯科口腔健康診査を実施する愛媛県内の登録歯科医院
※クーポン券と一緒に登録歯科医院一覧表を同封します。また、愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

●その他注意事項

- 無料で歯科口腔健診を受診できるのは、1年度内につき1回です。
- 歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となります。
- 訪問による後期高齢者歯科口腔健康診査は、骨折等で通院が難しい方や介護認定を受けている方が対象となります。後期高齢者医療広域連合へ、一度お問い合わせください。

【後期高齢者の歯科口腔健康診査に関する問い合わせ】

愛媛県後期高齢者医療広域連合
事業課保健事業係
☎089-911-7739 ☎089-911-7735

上島町役場 住民課 ☎77-2503

国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ

あんま・マッサージ・はり・きゅう (正しいかかり方)

◆ 医療保険が使える施術

- ▽あんま・マッサージ
筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状がある場合
- ▽はり・きゅう
神経痛・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・五十肩・リウマチ・頸腕症候群

◆ 医療保険の対象とならないものの例

- ▽疲れやコリをとるためや、気持ちがいい等の疲労回復目的
- ▽疾病予防のため

◆ 治療を受けるときの注意点

- ▽医師の同意が必要です。また継続して治療を受ける場合は、定期的に医師の同意を受けなければなりません。
- ▽往診にかかる費用(治療料)は、歩行不能・歩行困難など。通院できない特別な事情がある場合に医療保険が使えます。(施術所が遠い、交通の便が悪い等は医療保険の対象となりません)

整骨院、接骨院(柔道整復) (正しいかかり方)

◆ 医療保険が使える施術

- ▽骨折、脱臼、打撲、ねんざ等(肉離れなどを含む)骨折および脱臼の時は、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です

◆ 医療保険の対象とならないものの例

- ▽日常生活での疲れや肩こり、腰痛、筋肉疲労
- ▽ケガはないが、気持ちがいい等の疲労回復目的
- ▽脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の治療
- ▽整形外科等、病院で治療中の部位

◆ 治療を受けるときの注意点

- ▽負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ▽治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

■ 問い合わせ

司削 住民課 ☎77-2503
生名町民生課 ☎76-3000
岩城町民生課 ☎75-2500
魚島町民生課 ☎78-0011